### 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

#### 1. 譲与する財産

旧下呂市立西村出張診療所の建物及び土地 (詳細は別紙のとおり)

#### 2. 譲与する相手方

下呂市馬瀬西村846番地2 西村区自治会(認可地縁団体) 代表者 二 村 輝 男

#### 3. 譲与する理由

本施設を下呂市の公の施設見直し方針により廃止としたところ、施設所在地の上記団体より本施設を地域での集会所として有効活用したいとの申し出があったため、地域の集会所として施設使用する事を条件として上記団体に譲与するもの。

#### 4. 譲与する日

平成31年4月1日

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

#### 提案理由

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

## 別紙

# 【土地】

所 在 地 番	登記地目	登記地積
下呂市馬瀬西村字柿本 839 番	宅 地	95. 00 m²
下呂市馬瀬西村字柿本 840 番 1	宅 地	295. 23 m²
下呂市馬瀬西村字柿本 853 番 2	宅 地	144. 31 m²
下呂市馬瀬西村字柿本 855 番 4	宅 地	27. 47 m²

## 【建物】

所 在 地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市馬瀬西村840番地1	旧下呂市立西村出張診療所	木造平屋建て	84. 03 m²